

様式コード			
3	2	6	9
届書コード			
2	6	9	

届書

厚生年金保険（船員） 70歳以上被用者 該当・不該当届

所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

㊦ 被 用 者 の 氏 名				㊥ 被 用 者 の 住 所 (個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。)														
(フリガナ)				(フリガナ)														
(氏)				(名)				〒 ー 都道府県				理由 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他						
① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日			③ 課所符号		④ 船舶所有者整理記号		⑤ 告知番号		⑥ 届書処理区分					
				昭和5 年 月 日 ※ 平成7 令和9									1. 該当 2. 不該当					
該 当	⑦ 該当年月日			報 酬 月 額	㊲ 通貨によるものの額			⑧ 標準報酬月額相当額				送 信	㊲ 不 該 当 年 月 日 (死亡または船舶所有者に使用されなくなった日)			⑨ 不該当原因		送 信
	年 月 日				㊳ 現物によるものの額													
	令和 9				㊴ 合 計													
					㊵ 円 ※ 千円			年 月 日			4. その他 5. 死 亡							
備考																		

令和 年 月 日 提出 受付日付印

船舶所有者住所	届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 ー	
氏 名		
電 話 番 号	() ー	

社会保険労務士記載欄	
氏 名 等	

◎ ◎ 記入方法については裏面をご参照ください。
「※」印欄は記入しないでください。

【各届出について】

(対象者)

次の要件のすべてに該当する方

- ・70歳以上の方
- ・船員として船舶所有者に使用される方
- ・過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方

(該当届)

対象者を新たに雇用したときや、厚生年金保険の被保険者が70歳に到達し引き続き雇用されるときに、10日以内に提出してください。

なお、70歳に到達し引き続き雇用される場合は、厚生年金保険被保険者資格喪失届も同時に提出してください。

(不該当届)

対象者が死亡または船員として船舶所有者に使用されなくなったときに、10日以内に提出してください。

なお、対象者が船員保険の被保険者である場合には、船員保険被保険者資格喪失届も同時に提出してください。

【記入方法】

1. ㉞、㉟の「フリガナ」は、カタカナで記入してください。また、㉜の被用者の住所は都道府県名から漢字で記入してください。

「①個人番号（または基礎年金番号）」欄に個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。基礎年金番号を記入した場合は、住民票住所を記入してください。なお、日本に住民票を有しておらず、住民票住所を記入できない場合は、居所等を記入したうえで、「1. 海外在住」「2. 短期在留」「3. その他」のいずれか該当する理由を○印で囲み、「3. その他」に○印をした場合は、その理由を記入してください。

2. ①(個人番号)は、本人確認を行ったうえで、個人番号を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている10桁の番号を左詰めで記入してください。なお、「死亡」による不該当の場合は、基礎年金番号を記入してください。

昭和23 年 4 月 5 日
230405

3. ②(生年月日)の年号は、該当する項目を○印で囲んでください。生年月日は、たとえば、昭和23年4月5日生まれの場合は、

4. ⑥(届書処理区分)は、70歳以上の者を新たに雇用または継続して雇用した場合は1を、70歳以上の被用者が船員として船舶所有者に使用されなくなった場合は2を、それぞれの届出に応じて該当する項目を○印で囲んでください。

5. ㉟(該当年月日)は、たとえば、令和4年1月1日の場合は、

令和 9	年	月	日
04	01	01	

のように記入してください。

また、70歳未満の厚生年金保険の被保険者(船員)が70歳以降も引き続いて雇用される場合には、70歳の誕生日の前日を記入してください。

6. 報酬月額とは次のとおり記入してください。

㉞は、報酬のうち、臨時に受けるものおよび3か月を超える期間ごとに受けるものの以外のもので、通貨で支払われる賃金、給料、俸給、手当および賞与その他いかなる名称であるかを問わず、船員が労働の対償として受けるすべてのものについて、船員保険法第20条第1項各号の規定によって算定した額を記入してください。

㉞は、報酬のうち、食事、住宅、被服などの通貨以外で支払われるものについて、船員保険法第22条の規定により厚生労働大臣が定めた価額によって算定した額を記入してください。

7. ㉟(不該当年月日)は、死亡または船員として船舶所有者に使用されなくなった日(船舶所有者に使用されなくなった日に更に被用者に該当したときは、その日)を記入してください。

たとえば、令和4年1月1日退職の場合は、

令和 9	年	月	日
04	01	01	

のように記入してください。

8. ㉞(不該当原因)は、死亡した場合には5を、それ以外の場合には4を○印で囲んでください。

9. 本手続は電子申請による届出も可能です。

なお、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を船舶所有者に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該船舶所有者の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該船舶所有者の電子署名に代えることができます。